

## えひめ電子自治体共同 運営サービスのご案内

総務課 内線296

**簡単・便利！手続きが会社や自宅のパソコンから申請できます**

鬼北町をはじめとする愛媛県や県内市町では、いつでもどこでもインターネットを使って簡単に申請・届出ができる電子申請システム「えひめ電子自治体共同運営サービス」を2006年6月から運用しています。住民票の写し等の交付申請をはじめ、職員採用試験や各種イベントの申し込みなど、会社や自宅のパソコンを使って24時間いつでも手続きができるものです。あらかじめパソコンで申請しておくことによって、窓口で書類に記入することもなくすぐに目的の物を受け取れるなど、非常に便利なサービスを行っていますのでぜひご利用ください。

町民課―住民票の写し等の交付申請、印鑑登録証明書交付申請、児童手当認定請求、

児童手当現況届など

税務課―各種納税証明書、住民税所得証明書交付申請など

総務課―職員等採用試験申込など  
「えひめ電子自治体共同運営サービスURL」  
<http://www.e-hime.lg.jp/navigation/mu/>

※「えひめ電子自治体」でも検索できます

**問い合わせ先**

愛媛県電子自治体推進協議会事務局 ☎089・912・2228

## 軽自動車税に関する お知らせ

税務課 内線223

軽自動車税の納期限は6月2日（平成20年度）です。5月中旬に届く納税通知書により、鬼北町指定金融機関・鬼北町指定代理金融機関（えひめ南農業協同組合・伊予銀行・愛媛銀行）で納付してください。納期限を過ぎると、納める税額の他に督促手数料も併せて納めていただくこととなります。

なお、軽自動車税は4月1日現在の登録名義人にその年度分が課税されます。

**納期限の変更**

今年度から軽自動車税の納期限を4月30日から5月31日に変更することとなりました。そこで、既に発行済みの平成19年度軽自動車税証明書（継続検査用）の有効期限は、平成20年4月29日となっておりますが、平成20年6月1日に読み替える手続きが軽自動車協会・運輸支局で認可されました。平成20年5月中の車検は、現在所有の軽自動車税証明書で受けられますので大切に保管してください。

**所有者の異動**

軽自動車を所有されている方が鬼北町外に転出または死亡された場合は、軽自動車の登録変更手続きを行ってください。変更に関する手続き先は町ナンバー（鬼北・広見・日吉）については、鬼北町役場税務課で行っております。ナンバーと印鑑を持参の上、ご来庁ください。県ナンバーについては最寄りの軽自動車協会へお問い合わせ

わしてください。

※愛媛県軽自動車協会

☎089・975・7310

**減免**

障害者の方が所有する軽自動車に特定の車両に対し、軽自動車税の減免制度があります。障害者本人が所有（障害者本人の名義）し、通院・通学・生業のために、本人、家族または常時介護する者が運転する軽自動車に対し軽自動車税が減免になる場合があります。

ただし、障害の種類および等級により減免に該当しない場合もあります。なお、自動車税（普通車）の減免申請をされる場合は軽自動車税の減免を受けることはできません。

**申請期間**

平成20年5月16日（金）～5月26日（月）土日は除く

**持参品**

身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、納税通知書、本人の口座番号がわかるもの